

福祉医療費受給者証の更新手続きをしてください

現在の受給者証の有効期限が9月30日(日)までの方は更新手続きをしてください。申請して認定された方には、福祉医療費受給者証を交付します。

- ※重度および特例重度心身障害者で更新が必要な方には、8月中旬に案内文を送付(郵送で申請可)
- ※精神通院など窓口での手続きが必要な方には9月中旬に案内を送付

制度名	対	所得制限
重度心身障害者	身体障害者手帳(1~3級)を持っている方 療育手帳(A、A1、A2、B1)を持っている方 精神障害者保健福祉手帳(1、2級)を持っている方	なし
特例重度心身障害者	身体障害者手帳(4級)を持っている方 療育手帳(B2)を持っている方	あり ※65歳以上は所得制限なし
母子家庭等	母子家庭の母および児童、または両親のいない児童 (児童が18歳に達した最初の3月31日まで)	あり
父子家庭	父子家庭の父および児童 (児童が18歳に達した最初の3月31日まで)	あり
精神通院	自立支援医療(精神通院)受給者証を持っている方 (入院や一般の病気、ケガの治療は非該当)	あり ※受給者本人が市民税非課税

申問 保険年金課 医療手当グループ 岩田、柴田 TEL 23-5732



土岐川観察館へ行こう



①かんさつ館展示-5 哺乳類 コウモリをはじめ里山に生きる物は

時 9月1日(土)~30日(日) 10:00~17:00

③かんさつかん講座-6 昆虫 昆虫の生態

時 9月7日(金) 18:30~20:00 受付18:00~
定 20人
※小学4年生以下は保護者同伴

②子どもガサガサ探険隊-6 北小木川 ねらえシマドジョウ

ホタルのいる川の生き物に会いに行こう。

時 9月2日(日) 9:30~11:30 受付9:00~

対 3歳以上

※小学4年生以下は保護者同伴

持ち物 運動靴(必ず)、帽子、タオル、着替え、飲み物、入れ物・タモ(あれば)

④土岐川さかな1,000匹調査2018 毎年恒例の定期調査

時 9月9日(日) 9:30~16:00 受付9:00~

対 小学5年生以上の親子 定 5組

持ち物 運動靴(必ず)、帽子、弁当、タオル、着替え、飲み物、入れ物・タモ(あれば)

場 ①③は土岐川観察館、②④は申込時に連絡 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)

申問 土岐川観察館 TEL 21-2151

